明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四五）　二
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一四六）　八
○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四七）　九
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（一四八）　九

〔省　令〕
○獣医療法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三五）　九

〔告　示〕
○ウイスキーの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　九
○洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同五）　九
○果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同六）　九
○獣医療法施行規則第十条の四第三項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産六七八）　九
○航路標識に関する件（海上保安庁二五、二六）　九

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験公告（国税審議会）　一三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四五号）（農林水産省）

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三一号）の施行期日は、平成三二年四月一日とすることとした。

◇厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一四六号）（農林水産省）

1　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正

㈠　特例一時金に関し、他の公的年金制度との併給調整に係る規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

㈡　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第三一号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日において特例障害共済年金等の受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当していない場合における特例一時金の支給に係る特例を設けることとした。（第五条関係）

㈢　特例業務負担金を納付する法人について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）

㈣　特例一時金に係る国の補助について所要の規定の整備を行うこととした。（第八条関係）

㈤　その他所要の改正を行うこととした。

2　特例年金給付の廃止に伴い、他の関係政令について所要の改正を行うこととした。（第二条～第一五条関係）

3　退職一時金等の返還に関する経過措置その他の改正法の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（第一六条～第一九条関係）

4　附則関係

㈠　所要の経過措置を定めるほか、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第六条関係）

㈡　この政令は、改正法の施行の日（平成三二年四月一日）から施行することとした。

◇国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（内閣府本府）

1　国際連携平和安全活動に係る要請を行う機関として一九八一年八月三日に署名されたエジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書により設立された多国籍部隊・監視団を定めることとした。（第三条第二号及び別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（政令第一四八号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を平成三一年一月三〇日まで置くこととした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。